

社団法人 日本鉄リサイクル工業会
自動車リサイクルご担当部署 御中

(財)自動車リサイクル促進センター
情報管理部



自動車リサイクル法に基づく事業者の登録・許可更新時の リサイクルシステムでの手続きのご案内と周知ご協力をお願い

拝啓 平素は自動車リサイクルシステムの運営に多大なるご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自動車リサイクル法に基づく 引取業者・フロン類回収業者の自治体への登録更新は、最も早い事業者で2007年4月より始まっており、解体業者・破碎業者の許可更新も本年7月より始まっております。これまで、当センターでは関連事業者の登録・許可更新/失効の情報を各自治体から収集し、この情報を定期的に一括処理してリサイクルシステムに取り込んでおりました。

しかしながら、このような従来の仕組みでは、『登録・許可が失効した状態で事業者が移動報告を行ってしまう』という問題が発生しております。

そこで本年12月より、自治体への登録・許可更新の申請を済ませた旨を事業者自らがシステム上で報告していただくことで、リサイクルシステムでも登録・許可更新の状況を確認する運びとなりました。

貴会におかれましてはご多用のところ甚だ恐縮ではございますが、上記の運用によって事業者が混乱することの無いよう、事前に貴会傘下会員の皆様へ周知徹底いただきますこと、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

【主な留意点】

- ①上記運用は、本年12月1日から開始致します(本年12月1日に満了日を迎える事業者より順次、リサイクルシステム上での報告が必要となります)。
- ②手続きは、事業者各々がリサイクルシステム画面上のボタンをクリックするだけで完了します。
- ③手続きを行わなかった場合、当該事業者は登録・許可満了日の翌日から移動報告ができません。
- ④この手続きは、自治体窓口への申請にかわるものではありません。あくまでも自治体窓口へ登録・許可の更新申請を行った後に行っていただく、リサイクルシステムに対する報告です。

【別添資料】

『引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者の皆様へ～自治体への登録・許可更新の申請後、自動車リサイクルシステムでの手続きも必要となります!～』

(自動車リサイクルシステムHP 10月下旬より掲載予定 [URL <http://www.jarci.gr.jp>])

以上

引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者の皆様へ

～自治体への登録・許可更新の申請後、自動車リサイクルシステムでの手続きも必要となります！～

自動車リサイクルシステム(以下、リサイクルシステム)では、**2009年12月1日以降に登録・許可満了日(以下、満了日)を迎える事業者**の方々より、順次手続きを行っていただくことで、登録・許可更新の状況を確認する運びとなりました。

手続きを行わずに満了日を過ぎると、**“移動報告(電子マニフェストの使用)ができなくなります”**ので、十分ご注意ください。

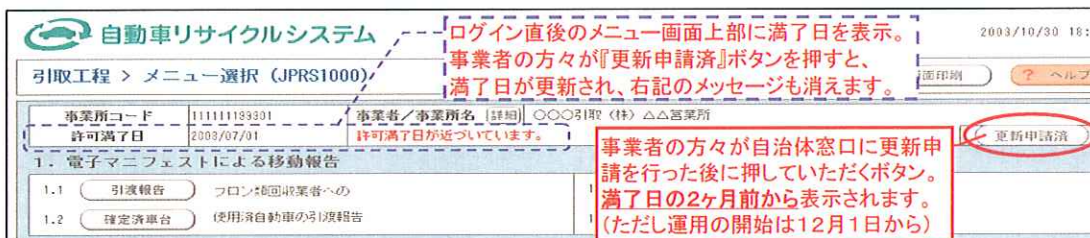
◆どうすればよいのか？

- ① 継続して事業(引取業/フロン類回収業/解体業/破砕業)を行う場合、満了日が近づいたらまずは**所管の自治体の窓口**へ登録・許可の更新を申請してください(申請の受付時期は自治体によって異なります)。



※自治体へ更新を申請せずに満了日が過ぎた場合、事業(引取業/フロン類回収業/解体業/破砕業)が行えません！

- ② 自治体へ**更新を申請した段階で**、リサイクルシステムのメニュー画面の右にある『更新申請済』と書かれたボタン(以下、ボタン)を押してください(このボタンは、満了日の2ヶ月前から画面に表示)。ボタンを押すと確認メッセージが表示され、さらに「OK」ボタンを押すと翌日より満了日が更新されて、次回の更新時期まで継続して移動報告が可能となります。

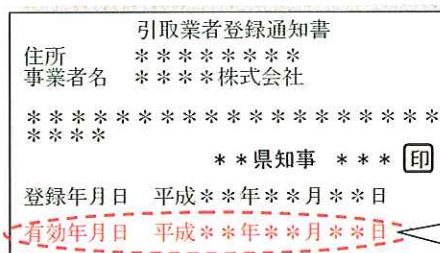


《ご注意！！》

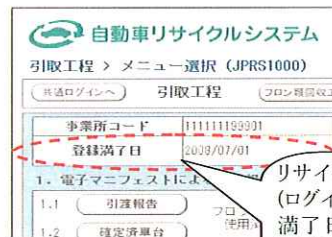
- ※この手続きの運用は、2009年12月1日から開始されます(それまでは満了日2ヶ月前でもボタンは表示されません)。
- ※自治体へ更新の申請を済ませてからボタンを押していただくのが前提となりますので、自治体へ更新の申請をしていない場合、このボタンは絶対に押さないでください(自治体に通知されます)。
- ※ボタンを押さずに満了日を過ぎた場合、満了日の翌日より移動報告ができなくなります。満了日を過ぎてからボタンを押した場合は、移動報告再開が翌日以降となるので、自治体への更新申請後、速やかにボタンを押してください。
- ※ボタンを押した後に、更新の申請が自治体にて不許可(不受理)となった場合、移動報告ができなくなります。

<留意事項>

- ◆お手元にある(自治体から交付された)「登録通知書/許可証/登録予定番号通知書/第二種特定製品引取業者登録通知書/第二種フロン類回収業者登録通知書」のいずれかで、御社の満了日を確認してください(登録通知書・許可証が見当たらない場合、所管の自治体へ速やかにお問い合わせください)。



登録通知書・許可証等の満了日[有効年月日]を必ずご確認ください(満了日は工程[業]ごとに異なる場合がありますのでご注意ください)。



リサイクルシステムのメニュー画面(ログイン直後の画面)に表示された満了日と左記の登録通知書・許可証等の満了日が異なる場合は以下の『事業者情報登録センター』にご連絡ください。

- ◆複数の工程[業]の更新を自治体へ申請された場合は、工程[業]ごとにボタンを押す必要があります。
 - ◆事業所を複数有する場合、どこかの事業所のボタンを1つ押せば、同一の自治体管内の全ての事業所について、リサイクルシステム上での更新手続きが完了します。ただし、所管の自治体をまたいで複数の事業所を有する場合は、所管自治体ごとにボタンを押す必要があります。
 - ◆FAXで移動報告を行っている事業者のリサイクルシステム上の手続きについては、対象となる方々に別途ご案内致します。
 - ◆2009年12月に満了日を迎える事業者のみ移行期間の措置として、満了日を過ぎるまでにボタンを押さなくても2009年12月29日まで移動報告ができます。
- ※この手続きは、失効した事業者が誤って移動報告を行わないようにするための措置ですので、何卒ご理解くださいますようお願い致します。